

事務所だより

第162号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

賃金のデジタル払い

令和5（2023）年4月1日の労基則改正により、資
金移動業者の口座への賃金支
払（賃金のデジタル払い）が
できることになりました。

改正の内容

キャッシュレス決済の普及
や送金サービスの多様化が進
む中で、資金移動業者の口座
への資金移動を給与受取りに
活用するニーズも一定程度見
られる状況を踏まえ、原則の
「現金払い」、本人の同意に
基づく「預貯金口座への振込」
「証券総合口座への払込み」
のほか、賃金の支払方法に係
る新たな選択肢が追加されま
す。賃金のデジタル払いも
「預貯金口座への振込」「証
券総合口座への払込み」と同
じく労働者の同意がある場合
に限られます。

改正により、〇〇ペイ、〇〇
払いなどと呼ばれる決済サー
ビスを提供している事業者
（資金移動業者）の口座への
払込みにより賃金を支払うこ
とが可能になります。



労基法24条

「通貨払いの原則」

労基法24条の「通貨払いの
原則」に関する取扱いに変更
はありません。

- ・通貨で支払うこと
- ・現金で支払うこと
- ・「預貯金口座への振込」や
「証券総合口座への払込み」
は、労働者の個々の同意を得

た場合に認められます（労基
則7条の2第1項）。また、
労働者過半数代表者との労使
協定が必要です（令4・11・
28基発1128第4号）。

賃金のデジタル払いの 実施に当たって

賃金の確実な支払いを担保
するために、厚労大臣の指定
を受けた資金移動業者の口座
に限定しています。指定を受
けた資金移動業者に関する情
報は、厚労省が「指定資金移
動業者一覧」を公表する予定
（現在準備中）です。

令和5年4月1日以降に資
金移動業者が厚労大臣に指定
申請を行い、審査を経て、基
準を満たしている事業者が指
定されます。この審査には数
月かかることが見込まれて
います。

賃金のデジタル払いの実施
に当たっては、使用者には次
の内容を求めています。

・労働者に対して、資金移動
業者の口座のほか、代替口座
として預貯金口座または証券
総合口座を指定してもらうこ
と。

★代替口座は、上限金額を超
える場合の受取りや破綻時に
利用されます。

・労働者に対して、指定資金
移動業者口座に関する必要な
事項を説明すること

★使用者が委託した指定資金
移動業者が代わりに行うこと
もできます。

・労働者の個々の同意は、こ
の説明を行った上で得なけれ
ばならない。

★同意書の様式例（基発11
28第4号別紙）裏面には、
説明文「資金移動業者口座へ
の賃金支払に関する留意事項」
が用意されています。

・賃金のデジタル払いを労働
者に強制してはならない。

★現金か指定資金移動業者の
口座かの2択とすることも認
められません。



障害年金の制度をご存知ですか？

〈障害年金受給に関する3つの要件〉

初診日の年金制度

病気やけがで初めて診察を受
けた日に、国民年金・厚生年
金保険・共済組合のいずれか
に加入している。

障害年金の認定基準

障害認定日または現在、
障害年金の認定基準にあ
てはまっている。

保険料の納付

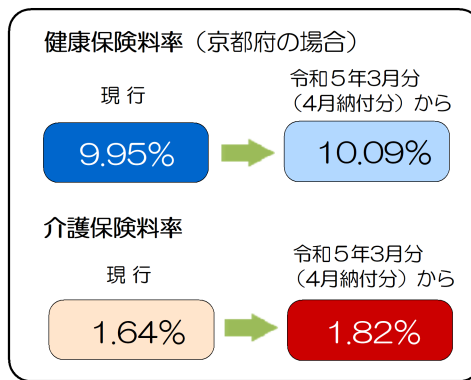
病気やけがで初めて診察
を受けた日より前に一定
の保険料を納めている。

上記の3つの条件がそろっているか、一緒に確認してみませんか。

申請代行・お問い合わせは、藤田社会保険労務士事務所までご連絡ください。

協会けんぽの保険料率等が変わります

全国健康保険協会の保険料率は、一年ごとに都道府県単位で加入者の医療費に基づいて算出されています。本年3月分から適用される保険料率（京都府）は、次のとおり上がる予定です。



・健康保険料率は0.14%引き上げとなります。
・介護保険料率は0.18%引き上げとなります。
・子ども・子育て拠出金は、厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額に、拠出金率（0.36%）を乗じて得

在職老齢年金の支給停止調整額

た額の総額です。いずれも令和5年4月納付分からです。保険料額は、全国健康保険協会のホームページに掲載されている『健康保険・厚生年金保険の保険料額表』を参照してください。



在職老齢年金は、賃金（標準報酬月額＋1年間の標準賞与額を12で割った額）と年金の合計額が、支給停止調整額を上回る場合には、賃金の増加2に対し年金額を1支給停止するしくみです。支給停止調整額は、厚生年金保険法第46条第3項の規定により、名目賃金の変動に応じて改定されます。

Q 当社の社員に2歳と5歳の子がいます。2歳の子の看護があるとのことで、子の看護休暇を取得しています。今年度は2歳の子だけで取得日数がすでに5日になりました。同じ子について6日目以降も取ることは可能なのでしょうか。

子の看護休暇日数は？

A 子の看護休暇は、小学校就学前の子を養育する労働者が、事業主に申し出るにより取得することができます（育児介護休業法第16条の2）。日数は、一年度において5日が基本ですが、小学校就学前の子を2人以上養育しているときは10日となります。1日または時間単位で取得することができます。一年度とは、事業主がとくに定めをしていなければ、毎年4月1日～翌年3月31日になります。

ご質問のように対象となる子が2人いて10日取得できるときは、どちらか1人の子の看護のために10日間使用することが可能です（平22・2・26「厚労省Q&A」）。

取得可能日数は、労働者1人につき5日（子2人以上で10日）であり、子1人につき5日というわけではないとされています（「育児・介護休業法のあらまし」より）。

○10日
雇用保険被保険者資格取得

3月の労務手続
「提出先・納付先」

（例）

《計算式》

給与・賞与 30万円＋（60万円＋60万円）÷12＝40万円
年金 120万円÷12＝10万円
支給停止額 （48万円－（40万円＋10万円））÷2＝1万円
在職老齢年金 120万円－（1万円×12）＝108万円

（表）

	令和4年度	令和5年度
支給停止調整額	47万円	48万円

令和4年度と令和5年度の支給停止調整額は表のとおりです。
（例）63歳の方で、標準報酬月額30万円、賞与60万円・年2回、2か月に1回厚生年金が年間120万円の場合の在職老齢年金

届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）
「公共職業安定所」

15日まで

○所得税の確定申告受付
「税務署」

○健保・厚生保険料の納付
「郵便局または銀行」

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出
「年金事務所」

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
「公共職業安定所」

編集後記

月60時間を超える法定時間外労働に対する割増賃金率5割以上、または「代替休暇」が、令和5年4月から中小企業にも適用されます。就業規則の整備をお忘れなく。
（ぎん）

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504
TEL・075-611-5300
FAX・075-606-1906
e-mail :
fujita.office-1@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com